

令和7年度 第十一回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和8年3月16日（月）

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- (2) 労働団体からの要請書について
- (3) その他

3 閉 会

令和7年度 第十一回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和8年3月16日（月）

- | | | |
|------|---|-------|
| No.1 | 特定最低賃金の改正に関わる意向表明（写） | …P314 |
| No.2 | 特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数 | …P320 |
| No.3 | 茨城県特定最低賃金改正決定官報公示 | …P323 |
| No.4 | 最低賃金履行確保重点監督指導結果の推移 | …P325 |
| No.5 | 労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ
労働行政の拡充のための人員増を求める要請書（写）
(2026年2月19日付 茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之) | …P326 |

(写)

令和 8 年 2 月 10 日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

氏 名 基幹労連茨城県本部
委員長 山 中 俊 典
所在地 茨城県鹿嶋市光 3
電 話 0 2 9 9 - 8 4 - 2 9 4 9



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県鉄鋼業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が上記 1 の特定最低賃金の適用を受ける労働者の 3 分の 1 以上になることから、当該労働協約の当事者である労働組合の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和 8 年 7 月上旬

以 上



(写)

令和8年2月 日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

氏 名 U Aゼンセン茨城県支部
支部長 佐々木 琢郎
所在地 茨城県水戸市梅香2-1-39
電 話 029-227-2962



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県各種商品小売業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が上記1の特定最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上になることから、当該労働協約の当事者である労働組合の合意を得て申し出することとしている。

3 申出の時期

令和8年7月上旬

以 上



(写)

令和8年2月 日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

氏 名 電機連合茨城地協
議長 藤田 実
所在地 ひたちなか市堀口832-2
電 話 029-273-1260

氏 名 JAM北関東茨城県連絡会
会長 山本 勇
所在地 土浦市神立中央3-26-22
電 話 029-830-2330

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設機械・鉦山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、



補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。)における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が上記1の特定最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上になることから、当該労働協約の当事者である労働組合の合意を得て申し出することとしている。

3 申出の時期

令和8年7月上旬

以 上

(写)

令和8年2月 日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

氏 名 電機連合茨城地協

議 長 藤 田 実

所在地 ひたちなか市堀口832-2

電 話 029-273-1260



氏 名 基幹労連茨城県本部

委員長 山 中 俊 典

所在地 茨城県鹿嶋市光3

電 話 0299-84-2949



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

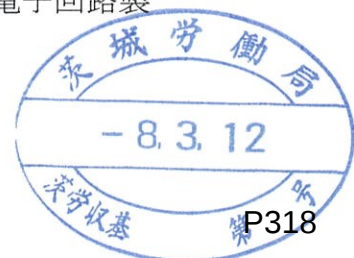
記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製



造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が上記1の特定最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上になることから、当該労働協約の当事者である労働組合の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和8年7月上旬

以 上

資料№ 2

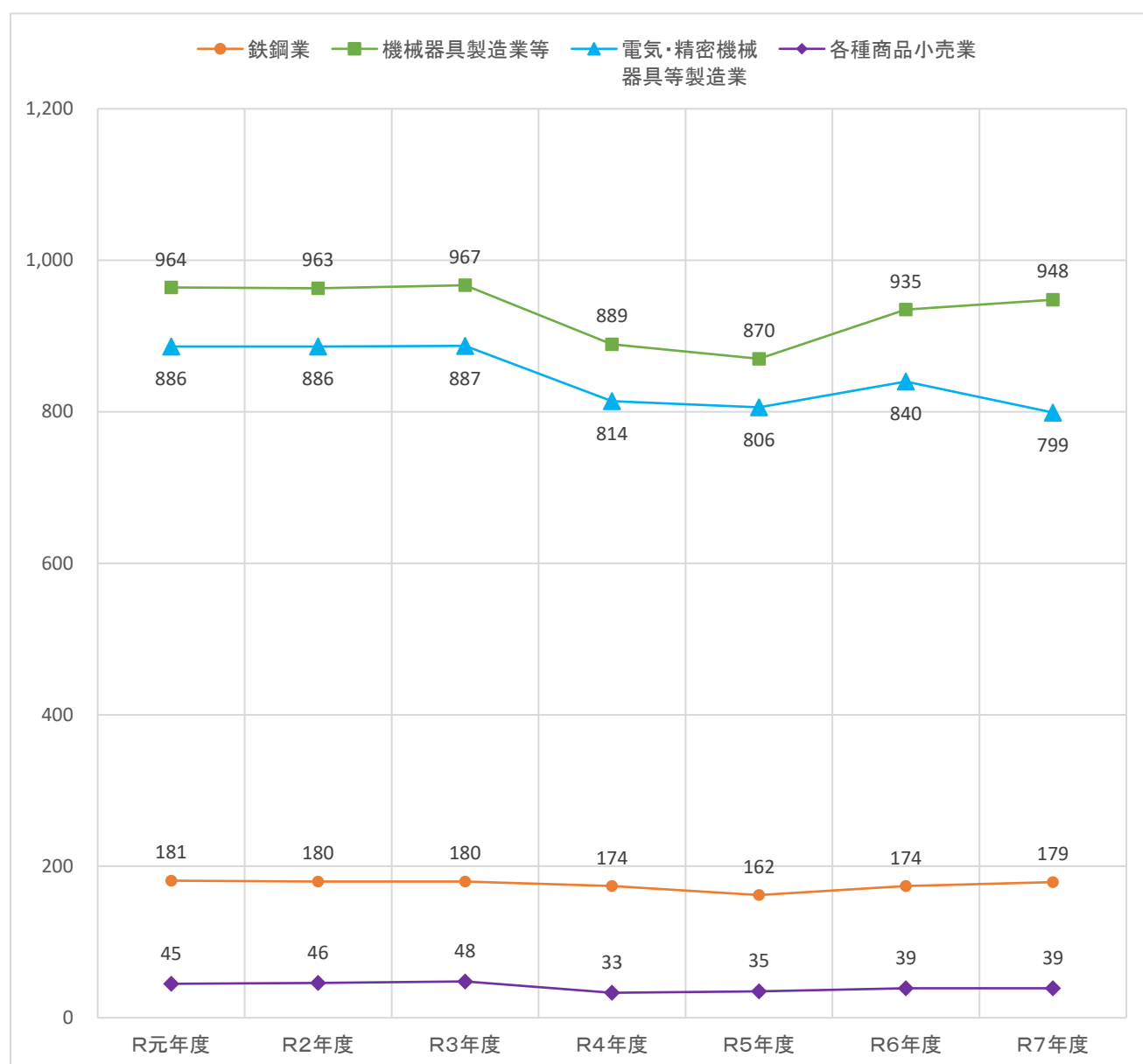
特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

茨城労働局

業種	産業分類	適用使用者数		適用労働者数		特定最低賃金額
		令和 6 年度算定	令和 7 年度算定	令和 6 年度算定	令和 7 年度算定	効力発生年月日
鉄鋼業	E22	174	179	8,660	8,307	1,166円
						令和8年3月1日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	E25, E26, E271, E272 (除:適用除外)	935	948	35,400	41,541	1,105円
						令和8年3月1日
計量器・測定器・分析機器・試験 機・理化学機械器具、医療用機械 器具・医療用品、光学機械器具・ レンズ、電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具、時計・同部分品製造業	E273, E274, E275, E28, E29, E30, E323 (除:適用除外)	840	799	35,860	33,627	1,115円
						令和8年3月19日
各種商品小売業	I56	39	39	4,600	4,002	881円
						令和3年12月31日

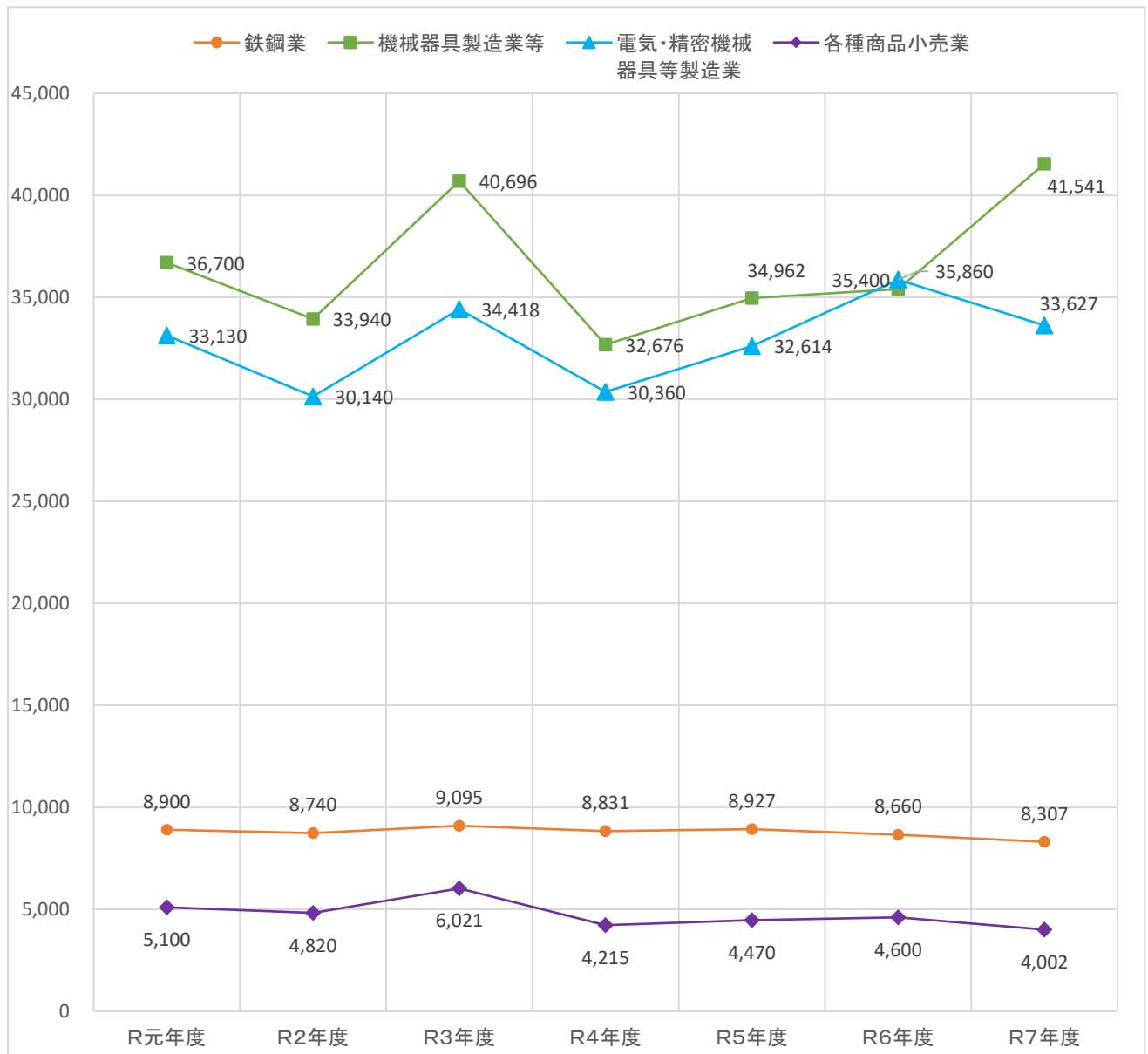
特定最低賃金適用使用者数の推移（業種別）

業種	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
鉄鋼業	181	180	180	174	162	174	179
機械器具製造業等	964	963	967	889	870	935	948
電気・精密機械 器具等製造業	886	886	887	814	806	840	799
各種商品小売業	45	46	48	33	35	39	39



特定最低賃金適用労働者数の推移（業種別）

業種	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
鉄鋼業	8,900	8,740	9,095	8,831	8,927	8,660	8,307
機械器具製造業等	36,700	33,940	40,696	32,676	34,962	35,400	41,541
電気・精密機械 器具等製造業	33,130	30,140	34,418	30,360	32,614	35,860	33,627
各種商品小売業	5,100	4,820	6,021	4,215	4,470	4,600	4,002



特定最低賃金適用労働者数については、経済センサス - 活動調査(注)から算出した数に当局で把握した新規事業場、廃止事業場の人数を加除し、その上で当該年度の「最低賃金にかかる基礎調査」から算出した除外労働者数を割り戻して算出した推測数である。

(注) 令和4年まで：平成28年経済センサス - 活動調査
令和5年から：令和3年経済センサス - 活動調査

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線 名 十三号
(三) 占用を制限する区域
横手市大屋新町字小松原一五四番四から同市大屋新町字小松原四番まで
横手市大屋新町字小松原二二六番三から同市大屋新町字小松原二八二番一まで
区域
備考
(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するにやむを得ない認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和八年一月二十二日
(七) 図面縦覧場所
東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

通 運

海事補佐人の登録、登録抹消
海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおり（
たから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸
省令第八号）第三十条の規定により公示する。
令和八年一月二十二日
海難審判所長 横井 幸治

登録	氏 名	登録年月日
登録番号	石橋 佳昇	七・一〇・一五
二六六三	秦 一浩	〃・〃・二一
二六六四	山内 秀紀	〃・一一・一五
二六六五	南阪本浩章	〃・〃・二二
二六六六	登録抹消	
登録番号	氏 名	抹消年月日
二二八六	山谷 周二	七・一〇・一五

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和8年1月22日
茨城労働局長 佐藤 悦子
第4号中「1時間1,098円」を「1時間1,166円」に改める。
附 則
この決定は、令和8年3月1日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（令和6年茨城労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和8年1月22日
茨城労働局長 佐藤 悦子
第4号中「1時間1,055円」を「1時間1,105円」に改める。
附 則
この決定は、令和8年3月1日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会
の意見に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第1号
関東地方交通審議会から関東内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第5号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第6号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第1号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第2号）の改正について各申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船船所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第5条の規定に基づき、船船所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課（郵便番号231-8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地）あて提出されたい。
令和8年1月22日
関東運輸局長 藤田 礼子

関東地方交通審議会の意見（要旨）
1. 関東内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第5号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「270,400円」を「282,900円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,650円」を「266,150円」

に、部員「211,800円」を「224,300円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「202,200円」を「214,700円」に改正することが適当である。
2. 関東海上旅客運送業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第6号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「264,800円」を「273,800円」に、部員「203,400円」を「212,400円」に改正することが適当である。
3. 関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第1号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、

「210,500円」を「221,500円」に改正することが適当である。
4. 関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第2号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、

「207,000円」を「215,000円」に改正することが適当である。

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。
令和八年一月二十二日
国土交通大臣 金子 恭之

一 地図及び簿冊の名称
令和七年度効率的な手法導入推進基本調査簿冊
二 前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域
神奈川県愛川町、秋田県由利本荘市、北海道積丹町のそれぞれ一部
三 閲覧期間
公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
四 閲覧時間
閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで
五 閲覧場所
次表のとおり

第一項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
神奈川県愛川町、秋田県由利本荘市、北海道積丹町	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省政策統括官付地理空間情報課 内 電話 〇三（五二五三） 八三八三三

六 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができ。
七 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所へ交付する。

○中部地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中部地方整備局長 森本 輝

- 一 施行者の名称 愛知県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十二年建設省告示第九十六号尾張都市計画下水道事業五条川左岸流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十二年七月二十一日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○中部地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中部地方整備局長 森本 輝

- 一 施行者の名称 岐阜県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十二年建設省告示第百十一号岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道事業木曾川右岸流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十二年二月十五日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○中国地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中国地方整備局長 杉中 洋一

- 一 施行者の名称 岡山県
二 都市計画事業の種類及び名称 岡山県南広域都市計画道路事業三・五・七十三駅前バイパス線
三 事業施行期間 自令和八年二月十日至令和十八年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 岡山県都窪郡早島町前潟字九ノ割、字八ノ割、字七ノ割、字六ノ割、字五ノ割、字四ノ割、字三ノ割、字二ノ割、字舟本地内
使用の部分 なし

○中国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中国地方整備局長 杉中 洋一

- 一 施行者の名称 岡山県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十四年中国地方整備局告示第二十八号岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十五早島大砂線及び三・二・早二百一バイパス線
三 事業施行期間 自平成二十四年三月十五日至令和十年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

官庁報告

労 働

労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく健康増進のための指針に関する告示

健康増進のための指針公示第12号
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、事業場における労働者の健康増進のための指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和8年2月10日

厚生労働大臣 上野賢一郎

- 1 名称 事業場における労働者の健康増進のための指針の一部を改正する件
2 趣旨 労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき公表する、事業場における労働者の健康増進のための指針（昭和63年9月1日健康増進のための指針公示第1号）について、高齢者の労働災害防止のための指針（令和8年2月10日高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号）を定めることに伴い、所要の改正を行うものである。

3 適用日 令和8年4月1日

4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

最低賃金の改正決定に関する告示

茨城労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（令和6年茨城労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和8年2月10日

茨城労働局長 佐藤 悦子

第4号中「1時間1,052円」を「1時間1,115円」に改める。

附 則

この決定は、令和8年3月19日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する告示

国土交通省最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、漁業（いか釣り）最低賃金（令和7年国土交通省最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和8年2月10日

国土交通大臣 金子 恭之

1. 漁業（いか釣り）最低賃金第5項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附 則

この公示は、令和8年3月12日から効力を生ずる。

公 告

経 理

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年（家）第4002号

岩手県奥州市水沢佐倉河字東柳ノ町18番地1

弁護士法人岩手銀河法律事務所

申立人 熊澤麻衣子

本籍岩手県奥州市水沢字川原小路7番地、最後の住所岩手県奥州市胆沢小山字道場251番地

特別養護老人ホームさくら、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日令和7年12月4日、出生の場所岩手県胆沢郡水沢町、出生年月日昭和19年3月20日、職業無職

被相続人 亡 柳田 勇雄

事務所岩手県奥州市水沢佐倉河字東柳ノ町18番地1 弁護士法人岩手銀河法律事務所

相続財産清算人 弁護士 熊澤麻衣子

催告期間満了日 令和8年9月4日

盛岡家庭裁判所水沢支部

最低賃金重点監督の推移

全署	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率
01 製造業	87	13	14.9%	21	5	23.8%	119	11	9.2%	82	11	13.4%	63	11	17.5%	69	10	14.5%
01 食料品製造業	34	2	5.9%	11	4	36.4%	33	5	15.2%	8		0.0%	18	2	11.1%	20	2	10.0%
02 繊維工業	6		0.0%	1	1	100.0%	4	1	25.0%	1		0.0%	2	1	50.0%	3		0.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	1	1	100.0%	3		0.0%	4	2	50.0%	3		0.0%				3		0.0%
04 木材・木製品製造業				1		0.0%	4		0.0%	1		0.0%						
05 家具・装備品製造業	1		0.0%	1		0.0%	14	1	7.1%	2		0.0%						
06 パルプ・紙・紙加工品製造業													3		0.0%			
07 印刷・製本業	1		0.0%	3		0.0%				1		0.0%				1	1	100.0%
08 化学工業	3	1	33.3%				25		0.0%	10	3	30.0%	1		0.0%	3	1	33.3%
09 窯業土石製品製造業							1	1	100.0%	3		0.0%				1		0.0%
10 鉄鋼業							2		0.0%	5		0.0%	1		0.0%	2		0.0%
11 非鉄金属製造業													4	1	25.0%			
12 金属製品製造業	6	1	16.7%				7	1	14.3%	3	1	33.3%	5	1	20.0%	1		0.0%
13 一般機械器具製造業	9	3	33.3%				6		0.0%	14	4	28.6%	5	1	20.0%	14		0.0%
14 電気機械器具製造業	19	4	21.1%				9		0.0%	12		0.0%	8		0.0%	4	2	50.0%
15 輸送機械等製造業	1		0.0%	1		0.0%	2		0.0%	2		0.0%	3		0.0%	3		0.0%
16 電気・ガス・水道業																		
17 その他の製造業	6	1	16.7%				8		0.0%	17	3	17.6%	13	5	38.5%	14	4	28.6%
01 自動車整備業	2	1	50.0%				4		0.0%	3		0.0%						
02 機械修理業										2		0.0%	1		0.0%			
03 クリーニング業	2		0.0%				2		0.0%	3	1	33.3%	12	5	41.7%	13	4	30.8%
04 たばこ製造業																		
09 その他	2		0.0%				2		0.0%	9	2	22.2%				1		0.0%
02 鉱業																		
03 建設業	1		0.0%				4		0.0%	5	1	20.0%	6		0.0%	4		0.0%
04 運輸交通業							1		0.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	3		0.0%
01 鉄道・軌道・水運業																		
02 道路旅客業										1	1	100.0%				1		0.0%
01 ハイヤー・タクシー業																1		0.0%
02 バス業																		
09 その他の道路旅客運送業										1	1	100.0%						
03 道路貨物運送業													2	1	50.0%	2		0.0%
04 その他の運輸交通業							1		0.0%									
05 貨物取扱業																		
1号～5号 中計	88	13	14.8%	21	5	23.8%	124	11	8.9%	88	13	14.8%	71	12	16.9%	76	10	13.2%
06 農林業	5	1	20.0%	3		0.0%	6		0.0%	10	5	50.0%	2		0.0%	2		0.0%
07 畜産・水産業	2	1	50.0%	1		0.0%	1		0.0%				1		0.0%			
08 商業	71	8	11.3%	20	2	10.0%	42	3	7.1%	60	4	6.7%	47	4	8.5%	48	4	8.3%
01 卸売業	5	2	40.0%	2		0.0%	5	1	20.0%	6		0.0%	12		0.0%	6	1	16.7%
02 小売業	51	6	11.8%	15	1	6.7%	22	2	9.1%	44	4	9.1%	24	3	12.5%	33	2	6.1%
03 理美容業	12		0.0%	2		0.0%	13		0.0%	8		0.0%	8	1	12.5%	9	1	11.1%
04 その他の商業	3		0.0%	1	1	100.0%	2		0.0%	2		0.0%	3		0.0%			
09 金融広告業	3	3	100.0%															
10 映画・演劇業																		
11 通信業																		
12 教育研究							5	1	20.0%	4	1	25.0%	1		0.0%			
13 保健衛生業	11	2	18.2%				11	2	18.2%	12	3	25.0%	23	3	13.0%	31	3	9.7%
01 医療保健業	1		0.0%				2		0.0%							2		0.0%
02 社会福祉施設	8	2	25.0%				9	2	22.2%	12	3	25.0%	21	3	14.3%	29	3	10.3%
03 その他の保健衛生業	2		0.0%										2		0.0%			
14 接客娯楽業	59	9	15.3%	3	1	33.3%	52	3	5.8%	58	10	17.2%	38	1	2.6%	56	6	10.7%
01 旅館業	23	4	17.4%	2		0.0%	13		0.0%	19	1	5.3%	9	1	11.1%	11	1	9.1%
02 飲食店	34	4	11.8%	1	1	100.0%	32	3	9.4%	36	8	22.2%	29		0.0%	35	4	11.4%
03 その他の接客娯楽業	2	1	50.0%				7		0.0%	3	1	33.3%				10	1	10.0%
15 清掃・と畜業	11		0.0%				3		0.0%	4	2	50.0%	6		0.0%	3	1	33.3%
16 官公署																		
17 その他の事業	2		0.0%				9	1	11.1%	5	1	20.0%	11		0.0%	8	1	12.5%
01 派遣業							3		0.0%									
02 その他の事業	2		0.0%				6	1	16.7%	5	1	20.0%	11		0.0%	8	1	12.5%
6号～17号 中計	164	24	14.6%	27	3	11.1%	129	10	7.8%	153	26	17.0%	129	8	6.2%	148	15	10.1%
合計	252	37	14.7%	48	8	16.7%	253	21	8.3%	241	39	16.2%	200	20	10.0%	224	25	11.2%

(写)

8.2.19

2026 年 2 月 19 日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿茨城県労働組合総連合
議長 鈴木 貴之

労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ 労働行政の拡充のための人員増を求める要請書

日頃より、茨城県内における労働者の賃金・労働条件の改善等にご尽力されている貴労働局に対し、敬意を表します。

さて、昨年 10 月から茨城県の最低賃金は 69 円引き上げられ 1074 円になりました。しかし、雇用者全体の約 4 割を占める非正規労働者は、物価高の中で生活困難に陥っています。非正規労働者は 7 割近くが女性で、女性の非正規労働者は看護や介護、保育などのケア労働で働くものも多くなっています。女性や若者、高齢者の低賃金は健全な社会の発展を阻害し、消費意欲の抑制は地域経済にも悪影響を及ぼしています。

私たち茨城労連は、物価高対策を強化するため、最低賃金を全国一律 1700 円以上に引き上げて 2000 円をめざすことを求めています。最低賃金は労働者の生計費に基づいて引き上げるべきもので、全国で取り組まれた最低生計費試算調査では、都市部地方とも最低生計費が 1700 円を超えています。そして、最低賃金の大幅な引き上げを実現するためには、国による中小企業支援の拡充が欠かせません。

つきましては、以下の事項を要請します。昨年同様、要請項目について文書での回答を要請いたします。

記

1. 憲法 14 条 1 項の精神に立ち、「すべての働く人々を対象に、性別や雇用形態による差別」を禁止するよう本省に要請すること。
 - (1) 物価高対策に取り組み、「同一労働・同一賃金」や均等待遇を実現し、正社員と非正規社員の基本給、昇給、賞与、役職手当、福利厚生施設の使用等の格差をなくすように、県内の企業を指導すること。
 - (2) 「労働契約法」における無期雇用契約への転換制度を広く労働者に知らせ、労働者からの申し入れに応じない事業主に対しては厳重に指導すること。
 - (3) 「パワハラ防止法」を周知徹底し、パワハラ相談窓口の創設やパワハラ防止を就業規則に記載させるなどパワハラ根絶のために企業の取り組みを強化させること。
2. 最低賃金の引き上げについて
 - (1) 「最低賃金法」を改正し、茨城県の最低賃金を、2026 年に 1700 円以上にし 2000 円をめざすことを茨城地方最低賃金審議会に働きかけること。
 - (2) 全国一律最低賃金制度を実現するよう本省に要請すること。
 - (3) 最低賃金の引き上げが広範な事業所で円滑に実施できるよう税や社会保険料の負担軽減等、中小企業・小規模事業者への財政支援を国の責任として充実させることを本庁に要請すること。
 - (4) 最低賃金の発効日は 10 月 1 日とすることを厳守し、発効日が遅れることがないようようにすること。
 - (5) 最低賃金を知らせるポスターをコンビニエンスストアやファストフード店などに貼り出し、より多くの県民に周知すること。また、ポスターの張り出し期間は半年以上とするよう要請すること。
 - (6) 茨城地方最低賃金審議会専門部会を県民にすべて公開し、傍聴を認めること。
 - (7) 茨城地方最低賃金審議会の労働者側委員を茨城労連からも選出すること。
3. 感染症対策として、貴労働局が現在取り組んでいる小規模事業者や労働者に対する支援事業を明らかにすること。
4. 労働者の労働条件確保、雇用の安定、健康と安全にかかわる労働基準監督や職業紹介等を担当する貴労働局内の正規職員を増員し、労働行政の充実を図るよう本省に要請すること。

以上。